

## ■第2回 Bangladesh 法整備支援本邦研修を実施しました

平成30年11月12日（月）から同月23日（金）までの間、国際法務総合センターなどにおいて、Bangladesh 第2回本邦研修を実施しました。

Bangladesh に対する法整備支援は、平成29年度に独立行政法人国際協力機構（JICA）が3年間の国別支援プログラムとして開始し、法務省も全面的にこれに協力しています。

Bangladesh では、現在、全国の裁判所が抱える大量の未済事件が裁判の円滑な遂行を阻害しており、大きな問題となっています。

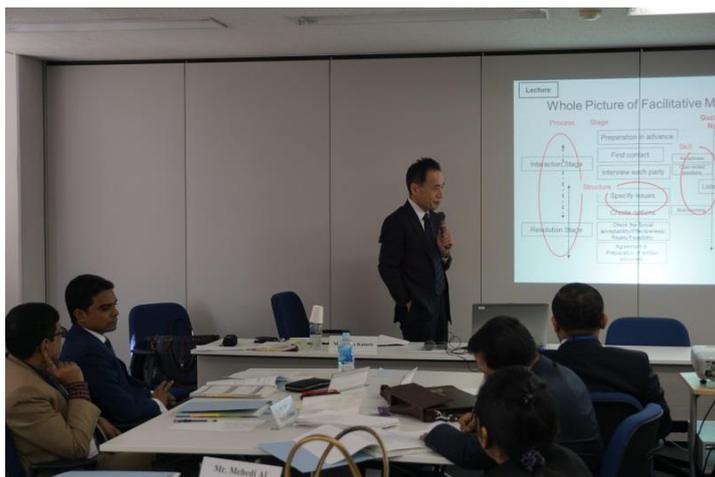
そこで、プログラムでは、紛争解決手段としての訴訟外紛争解決手続（ADR）、中でも調停に着目し、調停を普及させることで相対的に裁判所に係属する事件数を減少させることを目標として、主に調停に関する研修、具体的には、Bangladesh の裁判官らの調停技術の向上を図るとともに、Bangladesh 国内で裁判官に対して調停技術向上の研修が行えるよう、Bangladesh 向けのカリキュラム策定のための協議などを行っています。

今回の研修では、Bangladesh の裁判官や、法律・司法・国会担当省、司法行政研修機構職員等の関係者15名を研修員として日本に招き、研修を実施しました。



【佐久間法務総合研究所所長（当時）や研修員と共に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、先ほど述べた調停技術に関する講義や演習、調停の研修カリキュラムの検討以外にも、調停に際して留意すべきジェンダーに関する講義、裁判所において事件を管理する方法（事件管理）に関する講義等を実施し、さらに、日本の最高裁判所及び家庭裁判所を訪問して、最高裁判所では裁判迅速化法及びその検証結果に関する講義を、家庭裁判所では家事調停に関する講義をそれぞれ受講しました。

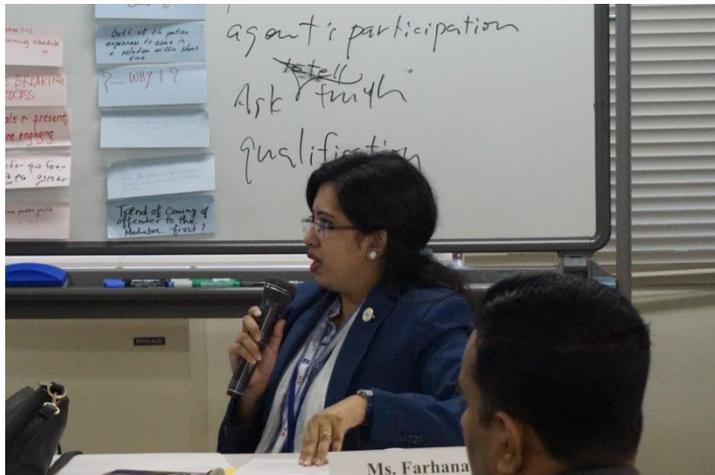


【中京大学教授稲葉一人氏による調停技術に関する講義，実演風景】

調停技術に関する研修は、稲葉教授による講義や実演だけでなく、研修員による発表、小グループでのディスカッション、模擬調停等の実演など、研修員自身が体験する演習を交えて双方向で行われました。



【研修員による発表風景】



【グループディスカッションの状況やディスカッションの結果を発表する研修員ら】



【静岡大学教授池田恵子氏によるジェンダーに関する講義風景】



【弁護士，大阪大学客員教授吉野孝義氏による講義風景】



【弁護士，大阪大学客員教授吉野孝義氏による講義風景（続き）】



【JICA東京での記念撮影】

研修員からは，今回の研修に関し，調停技術に関する理解が深まったなど肯定的な意見を  
得ることができました。

本研修に多大なるご協力いただいた講師の方々を始め，関係機関の皆様に，心より感謝  
申し上げます。